

公益財団法人相模原市産業振興財団海外事業活動支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人相模原市産業振興財団（以下「本財団」という。）が、市内中小企業者等の海外市場における販路開拓や取引促進を図り、マーケティング力や販売力を強化することで、中小企業者等の経営基盤の強化・活性化に資することを目的として、市内中小企業者等が海外事業者とのオンライン等の商談会への参加、自社のホームページや海外向け自社 PR のための動画を日本語以外の言語で作成（以下「多言語化」という。）する際に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

(助成の対象者)

第2条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成対象者」という。）は、当該事業年度4月1日現在、相模原市内で1年以上操業しており、相模原市が課税する法人市民税または市民税を完納している者であって、かつ次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類（令和5年7月改定）における製造業を営む者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合のうち、市内工業の振興を目的として設立された組合
- (3) 市内工業の振興を目的として設立された団体（任意団体を含む）のうち、構成員、活動内容等から判断して理事長が適当と認めた団体

(助成の対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、当該年度の4月1日から2月末日までに事業実施が完了し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 海外事業者との商談会
 - (2) 自社ホームページの多言語化、海外向け自社 PR 動画の作成、会社案内・製品パンフレット等の多言語化を外部に委託して新たに作成するもの
- 2 前項に定めるもののほか、実施内容等から判断して理事長が特に認めたものについては助成の対象とする。
- 3 前各項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合については助成の対象とならない。
- (1) 商談会の実施主体が申請者自身であるもの
 - (2) 多言語化事業において、委託先が次のもの
 - ア 株式の過半数を所有している会社、子会社、持株法適用会社、共同出資会社、協力会社等
 - イ 三親等以内の親族
 - (3) 同一の対象事業で他の公共団体・公的機関から助成等を受けるもの

(助成の対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業のうち、

別表「助成対象」に掲げる経費項目とし、理事長が必要かつ適正と認めるものとする。ただし、助成対象経費のうち、消費税相当額については対象外とする。

(助成率及び助成額)

第5条 助成対象事業に対する助成率は、助成対象経費の4分の3以内で理事長が決定する。

2 前項の規定により算出した助成額は、1事業につき上限を15万円とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

3 別表「助成対象」に掲げる助成対象事業については最大で2事業までとする。

4 予算額を超えた場合、予算額に応じて助成額を減額するものとする。

5 助成の回数については、同一年度同一申請者1回を限度とする。

(交付申請等)

第6条 助成対象者は、次の各号に掲げる書類を作成・添付し、当該事業年度12月28日（当該日が営業休業日に当たるときは前営業日）までに理事長に提出しなければならない。

(1) 海外事業活動支援助成金交付申請書・収支予算書（第1号様式）

(2) 海外事業者との商談会の場合は商談内容がわかる資料（申込書等）

(3) 自社ホームページの多言語化、海外向け自社PR動画の作成、会社案内・製品パンフレット等の多言語化の場合は、発注状況がわかる資料（見積書や依頼書等）

(4) 法人の場合は商業登記簿謄本のうち履歴事項全部証明書（申請日より3ヶ月以内に発行されたもの、コピー可）、個人の場合は住民票記載事項証明書（申請日より3ヶ月以内に発行されたもの、コピー可）

(5) 法人の場合は法人市民税領収書（直近の決算期確定分）の写し、又は納税証明書（コピー可）、個人の場合は市・県民税領収書の写し、又は納税証明書（コピー可）

(6) 助成対象者が第2条第2号又は第3号に規定する者においては、助成対象者の定款又は規約等、及び構成員名簿

(7) その他理事長が必要とする書類

2 理事長は、前項の書類を受理した時は、その内容を審査し、助成金の交付の対象となる事業及び交付しようとする助成金の額を内定し、海外事業活動支援助成金交付内定通知書（第2号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

(届出事項)

第7条 助成対象者は、前条第1項の交付申請後、次の各号のいずれかに該当するときは、変更・中止等届出書（第3号様式）によりその旨を直ちに理事長に届出なければならない。

(1) 前条第1項第1号で提出した申請書の内容に追加・変更があるとき

(2) 助成対象事業の内容を中止しようとするとき

(事業報告)

第8条 助成対象者は、次の各号に掲げる書類を作成・添付し、当該事業年度3月10日（当該日が営業休業日に当たるときは前営業日）までに理事長に提出しなければならない。なお、この提出期限を過ぎた場合は申請を取下げたものと見なす。

- (１) 海外事業活動支援助成事業報告書（第４号様式）
 - (２) 商談会については商談相手がわかる資料、自社ホームページの多言語化・海外向け自社 PR 動画の作成についてはサイトの URL 及び画面コピー等の写し、会社案内・製品パンフレット等の多言語化については完成したもの
 - (３) 請求書の写し
 - (４) 助成対象経費の支払いが完了したことがわかる書類（領収書・銀行振込明細・入出金明細の写し等）
 - (５) 海外事業活動支援助成金交付内定通知書の写し
 - (６) その他理事長が必要とする書類
- （交付の決定）

第 9 条 理事長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類を審査し、助成金の交付を決定したときは、海外事業活動支援助成金交付決定通知書（第 5 号様式）により助成対象者に通知する。

（助成金の請求）

第 10 条 助成対象者は、前条の決定があったときは、海外事業活動支援助成金請求書（第 6 号様式）を前条に定める通知書の写しを添えて理事長に提出し、助成金の請求を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第 11 条 理事長は、助成対象事業について次の各号の一に該当すると認めるときは、助成の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (１) 虚偽、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (２) 助成対象事業に関し、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき
- (３) 法令等に違反するなど、助成対象者としてふさわしくないと理事長が認めたとき

（助成金の返還）

第 12 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表「助成対象」

対象事業	経費項目
1 海外事業者との商談会	(1) 商談会エントリー費用及びマッチングを効果的に実施するためのオプション費用 (2) 通訳雇用費用
2 自社ホームページの多言語化	(1) サイト構築費 (2) 翻訳代
3 海外向け自社 PR 動画の作成	(1) 動画作成費 (2) 翻訳代 (3) 字幕作成費
4 会社案内・製品パンフレット等の多言語化	(1) デザイン料 (2) 翻訳代 ※印刷代は除く